



平成 25 年 12 月 6 日  
海事局安全政策課

## 海上輸送（海上運送法及び内航海運業法）の安全にかかわる情報

（平成 24 年度）を公表します

本公表は、海上運送法第 19 条の 2 の 2 及び内航海運業法第 25 条の 2 の規定に基づき、輸送の安全にかかわる情報を公表するものであり、商船の海難事故の発生状況や海上運送法等に基づく地方運輸局等による監査の状況と処分・指導事例のほか、運輸安全マネジメント評価の実施状況等をご紹介します。

本公表により、船舶運航事業者及び利用者の輸送の安全確保に対する意識が一層高まることを期待するとともに、一層の安全確保を図るための取り組みを進めてまいります。概要は、別添資料をご参照ください。

「海上輸送（海上運送法及び内航海運業法）の安全にかかわる情報（平成 24 年度）」  
本文については、以下の国土交通省海事局ホームページをご参照ください。

[http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_fr4\\_000006.html](http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr4_000006.html)

### <問い合わせ先>

海事局安全政策課 矢島、澤本、雨宮

TEL 03-5253-8111（代表）（内線 43552, 43555, 43557）

5253-8631（直通）

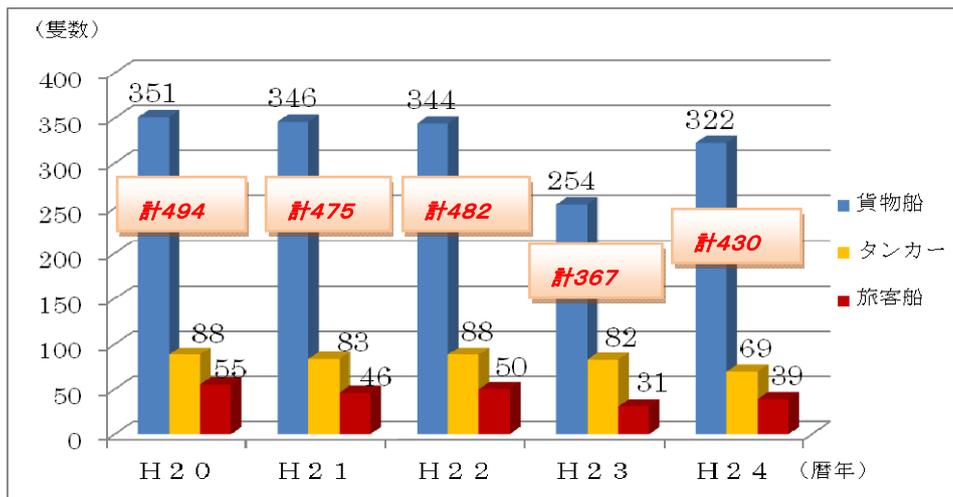
FAX 03-5253-1642

## 海上輸送(海上運送法及び内航海運業法)の安全にかかわる情報 (平成24年度)

### 【概要版】

#### 1. 商船の海難事故の発生等状況

商船(貨物船、タンカー、旅客船)の海難事故隻数は、平成24年においては、対前年比約17%増の430隻となっています。



○死者・行方不明者を伴う海難事故の多くは、貨物船が占めているものの、最近3年間においては、減少傾向にあります。

○商船の事故の約5割は「衝突」によるものであり、次いで「乗揚」、「機関故障」がそれぞれ約2割を占めています。

○商船の事故原因は人為的要因による運航の過誤のうち「操船不適切」、「見張り不十分」によるものがそれぞれ約2割を占めています。

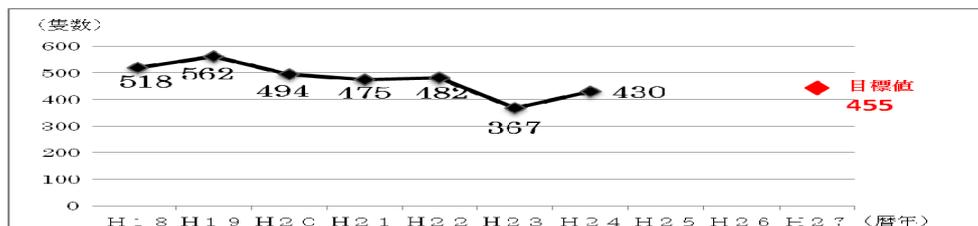
※海上保安庁資料「海難の現況と対策について(平成24年版)」より

#### 2. 商船の海難船舶隻数に係る数値目標

○政策評価における数値目標及び達成状況

国土交通省として定める政策評価(業績指標)において、第9次交通安全基本計画における目標に準じ、第8次交通安全基本計画期間(平成18年～平成22年)の年平均(506隻)と比較して、平成27年までに商船の海難隻数を1割削減(455隻以下)させることを目標とする。

平成24年の実績値は、430隻であり、平成23年に比べ63隻増加(約17%増)したものの、目標値である455隻を25隻下回っており、過去の実績のトレンドからは目標年に目標値を達成すると見込まれる。



### 3. 地方運輸局等における監査の実施状況

運航管理等を通じた船舶航行の安全確保のため、全国の地方運輸局等の運航労務監理官が、船舶運航事業者への立入検査(監査)を実施しています。

平成24年度における運航管理監査の実施件数は、3,104件で、14件の処分(指導を含む。)を実施し、うち1件は「輸送の安全の確保に関する命令」を発出しています。

### 4. 運輸安全マネジメント評価の実施

安全管理体制の強化を図るための「運輸安全マネジメント評価」については、平成25年5月までの評価実施済み事業者数は3,779者であり、平成18年度の制度導入以降、事業休止中等の事業者を除外した対象事業者のすべてに対して評価を一巡しています。

＜最近の評価実績＞

(単位:件)

	対象事業者数 (A)	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	評価済計 (B)	対象除外 事業者数 (C)	除外後事業者数 (D) (A)-(C)	進捗率 (B)/(D)
評価実施済事業者数	4,348	9	238	517	690	1,025	922	377	1	3,779	569	3,779	1.00

※1巡目の評価実施数

### 5. 天竜川川下り船事故を受けた安全対策

平成23年8月、静岡県浜松市の天竜川において、川下り船が転覆し、多くの死傷者を伴う重大な事故が発生したことから、全国の川下り船事業者に対し、救命胴衣の着用の徹底などの指導を行いました。

本年4月以降においても、警察等の協力を得て、救命胴衣等の着用の徹底や船舶検査の受検など、乗客の安全確保のための措置を再度徹底するよう「安全キャンペーン」を実施し、全国111者の川下り船事業者等への訪船による安全指導を行い、救命胴衣の着用等の徹底を図りました(今後、是正する旨の確認をしている事業者を含む。)

＜川下り船事業者に対する救命胴衣の着用指導風景＞

